

あいち森と緑づくり体感ツアー企画運営業務委託 企画提案 募集要項

1 業務名

「あいち森と緑づくり体感ツアー企画運営業務委託」

2 業務の内容

「あいち森と緑づくり事業」は、森と緑を県民共有の財産として、森と緑の持つ様々な公益的機能の発揮のために、2009年度から「あいち森と緑づくり税」を導入し、森林、里山林、都市の緑を保全・整備している。

多くの県民の方々に森と緑づくりへの理解を深めてもらうことを目的に、体験型のバスツアーを実施する。

バスツアーの周知を図るため、新聞、SNS、ポスターやチラシ等の集客が期待できる方法で周知する。

3 業務の詳細

添付の「あいち森と緑づくり体感ツアー企画運営業務委託仕様書」のとおり。

4 応募資格

応募資格者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 過去5年間において、イベントを主催又は業務受託した実績を有し、本業務委託の遂行に必要な経験及びノウハウを十分有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和8・9年度愛知県入札参加資格者名簿の以下全てに登録されている者であること。
 - ア 【大分類 03. 役務の提供等】、中分類「03. 映画等製作・広告・催事」、小分類「02. 広告」のうち【細分類「01. 広告企画・代行」】
 - イ 【大分類 03. 役務の提供等】、中分類「03. 映画等製作・広告・催事」、小分類「03. 催事」のうち【細分類「01. イベント企画」、「02. 会場設営」の全て
 - ウ 【大分類 03. 役務の提供等】、中分類「03. 映画等製作・広告・催事」、小分類「04. デザイン」のうち【細分類「01. デザイン」】
- (4) 企画提案応募書の提出期限において、愛知県から指名停止の措置を受けていない

こと。

- (5) この公告の日から企画提案応募書提出期限までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 破産者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とした者ではないこと。

5 募集期間

2026 年 6 月 22 日（月）から 2026 年 7 月 15 日（水）まで

6 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
3,685,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内
- (3) 契約期間
契約締結日から 2027 年 2 月 26 日（金曜日）まで
- (4) 契約保証金
愛知県財務規則 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。
あるいは、愛知県財務規則 129 条の 3 第 3 号に基づき全額を免除する。
- (5) 委託費の支払条件
資金計画書の提出により、前金払が適当と認められるときには、前金払請求に基づき委託費の全部又は一部を前金払いし、残額は業務委託完了後の精算払いとする。
- (6) その他
企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。
なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

7 企画提案書の応募手続き

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書（別添様式 1）
 - イ 見積書（「愛知県知事」あてとする。）

ウ 添付資料

- (ア) 定款又は寄附行為
- (イ) 組織概要、事業概要がわかる資料（パンフレット、HP 打ち出し等も可）
- (ウ) 決算報告書（直近 3 カ年）
- (エ) 委託費対象経費の積算基礎となる資料
- (オ) 過去に実施した類似業務の実績（業務名、業務内容、実施時期、規模等のわかる資料）
- (カ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（別添様式 2）
（該当する取組がある場合は、証明書類を併せて添付すること）

(2) 提出部数

上記 (1) ア 各 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

上記 (1) イ及びウ 1 部

(3) 提出期限

2026 年 7 月 15 日（水）午後 5 時【必着】

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 企画提案書作成上の注意

- ア 用紙サイズは A4 縦（横書きとし、ページ番号を入れる）とする。
- イ A3 版の用紙を A4 サイズに折りたたみ挿入することは可とする。
- ウ 必要に応じて、図表・絵等を用いてわかりやすく記載すること。
- エ 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- オ 企画提案は、1 事業者 1 提案とする。
- カ 提案期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。
- キ 提出書類は返却しない。

(6) 応募に関する問い合わせ先及び提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県農林基盤局林務部森林保全課

森と緑づくり推進室 森林里山再生グループ（担当：浅井）

電話 052-954-6455

FAX 052-954-6937

E-mail mori-midori@pref.aichi.lg.jp

(7) その他

- ア 応募に当たっては、予め募集期間内（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く、

午前9時から午後5時までの間)に、森と緑づくり推進室で説明を受けることとする。

イ 応募資格を有さない者の提出資料、又は提出資料に不備がある場合は受理しない。

ウ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。

エ 選定された企画提案書の著作権は愛知県に帰属するものとする。

オ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は愛知県と被選定者（受託者）が協議の上、決定する。

8 企画提案内容

(1) あいち森と緑づくり体験ツアー（バスツアー）

ア イベントの企画・運営の実施計画（内容、スケジュール）

イ イベントの企画・提案の実施体制

ウ 類似業務の受託実績

(2) 経費（見積書を提出）

9 選定者数

1者

10 企画提案の選定等

(1) 審査方法等

ア 提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、県が設置する審査委員会において、プレゼンテーションによる審査を行い、受託者を選定する。

イ 審査委員会は、非公開とし、審査の経過等、審査に関する問合せ及び異議申し立てには応じない。

(2) 審査委員会における審査

ア 提案書に基づく書面審査及び、提案者によるプレゼンテーション（10分）により行う。

イ プレゼンテーションは、提出された提案書で行う。パソコン及びプロジェクター等の使用は不可。

ウ 提案者からの説明終了後に質疑応答を10分程度行う。

エ プレゼンテーションの日程は、後日通知する。

(3) 照会等

ア 審査に至る過程で、必要に応じ、追加資料を請求する場合がある。

イ 応募内容等に不明な点がある場合、県から電話等により照会を行うことがある。

(4) 審査の観点

ア 業務実施体制等について

(ア) 実施体制の的確性・実効性

(イ) 類似業務の実績

(ウ) 広報の方法、集客の実効性

イ 業務内容等について

(ア) バスツアー等に係る企画の卓越性、独創性

(イ) あいち森と緑づくり事業への理解

(ウ) 業務実施の実現性

ウ 業務の効果について

業務の波及効果、発展性

エ 業務委託経費について

経費項目や見積りの妥当性

(5) 選定

審査委員会の審査結果を踏まえて、県が委託先を選定する。

(6) 選考結果

全応募者に対して郵送で通知する。

(7) 契約

ア 審査委員会で選定された者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な協議、調整を行い、協議が整った上で、委託見積限度額（予定価格）の範囲内で、契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者と改めて県が協議等を行うこととする。

イ 別に定める契約書により、委託金額限度額の範囲内で契約を締結する。

11 スケジュール（予定）

- 2026年6月22日 企画運営業務委託の募集公告
- 2026年7月15日 企画提案書の提出期限
- 2026年7月23日 審査委員会による審査
- 2026年7月下旬 受託者の決定
- 2026年7月下旬 契約締結
- 2026年8～10月 バスツアーの企画、周知
- 2026年11月 バスツアーの実施
- 2027年2月26日 業務完了

12 関係書類

募集要項（条文）

募集要項（企画提案書 様式）

仕様書

契約書（案）